

鐵道抵當法案特別委員會會議事速記録第七號

明治三十八年二月十四日(火曜日)午前十時三十分開會

○副委員長(子爵堀田正養君) 是カラ始メマスガ、チヨット速記ヲ止メテ……

(速記中止)

○委員長(子爵堀田正養君) ソレデハ休憩ヲ致シマス

午後零時二十五分休憩

午後一時五分開會

○副委員長(子爵堀田正養君) ソレデハ是カラ委員會ヲ開キマス、是カラ第一章カラシテ一讀會ヲ開カウト思ヒマスガ、就テハ朗讀ハ省キマシテハ如何デス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副委員長(子爵堀田正養君) ソレデハ第一章ノ第一條、第二條ヲ先ヅ問題ニ供シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副委員長(子爵堀田正養君) 宜シウゴザイマスガ、御異議が無ケレバ三條ニ移リマス

○藤田四郎君 修正案ヲ出シマスデゴザイマスガ、實ハ今朝來段々皆様ノ御意見ガアリマシテ、ソレニ依リマシテ多少私ノ提出イタシマシタモノ、又ハ其以外ノモノニ就キマシテ變更ヲ要スルヤウナモノモ出來マシタノデゴザイマス、ソレデ私カラ修正案ヲ出セト云フコトデゴザイマスカラ、御命令ニ依リマシテ出シマス、第三條ニ於テ第三號ヲ私ガ一讀會ニ於テ修正案ヲ出シマシテゴザンスルガ、其中ノ第三號ノ「鐵道用水路水源、之ニ要スル工作物」云々トアリマスノヲ「鐵道用水ニ關スル工作物」ト、斯ウ改メタイ、是ハ先日來政府委員及委員ノ御方ノ段々御研究ノ結果、此方ガ穩當ラウト思ヒマスカラ是デケテ改メ、其他第四號ノ修正ハ前ノ通りデアリマスカラ、是ハ一讀會デ私ノ提出イタシマシタモノヲ御採用下サルモノト致シマシテ別ニ申シマセヌ、ドウゾ御同意ヲ願ヒマス

(「贊成」異議ナシ「ト呼フ者アリ」)

○副委員長(子爵堀田正養君) 諸君、別ニ御異議が無ケレバ今藤田君ノ提出ノ通りニ決シマシテ宜シウゴザイマスガ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副委員長(子爵堀田正養君) 次ハ第四條ニ移リマス

○藤田四郎君 是ハ第一讀會ニ於テ修正案ヲ出シテ置キマシテゴザイマスカラ、ドウカ其修正案通り御決議アラムコトヲ希望イタシマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副委員長(子爵堀田正養君) 諸君、第四條モ宜シウゴザイマスガ、次ハ第五條、是ニモ少シバカリ修正ガアリマス

○古市公威君 是ハ茲ニ限ッテ「因リテ」ト「因」ノ字ヲ書イテアル、是ハ矢張「依」ノ字デ宜イデセウ

○藤田四郎君 外デハ多ク人偏ノ「依」ト云フ字ガ書イテアリマシテ茲ニハ固イムツカシイ字ヲ書イテ置キマシタガ、實ハ政府委員ノ意見モ尋ネマシタ所ガ、茲ハ原因スルト云フ意味デ此方ガ宜イト云フコトデアリマスカラ……

○古市公威君 サウスルト尙原案ノ二十七條、修正ノ三十四條ニ「前項ノ屆書ハ鐵道財團目錄ニ編綴スルニ依リテ」トアル、是モ原因スルトデヤナイノデスカ

○政府委員(齋藤十一郎君) 是ハ原因ノ方ヲ言ヒ現ハシタモノデハゴザイマセヌデ、詰リ手段方法ヲ示ス言葉デゴザイマスカラ、ソレデ「依」ト云フ字デ宜カラウト思ヒマス

○古市公威君 サウ言ヘバサウモ言ヘルナ

○子爵三島彌太郎君 藤田君ノ修正ニ贊成イタシマス

○副委員長(子爵堀田正養君) 諸君、御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副委員長(子爵堀田正養君) ソレデハ五條ハ藤田君ノ修正通り決シマス、次ハ第六條

○藤田四郎君 是ニモ修正ガゴザイマス

(「修正贊成」異議ナシ「ト呼フ者アリ」)

○副委員長(子爵堀田正養君) 御異議ゴザイマセヌケレバ八條モ決シマス、サウ致シマスト七條、八條、九條、十條、十一條ト云フモノハ削除ニナリマス

○藤田四郎君 是ハ豫定登記ニ關シマスコトデゴザイマスカラ、ドウゾ第一讀會ノ御主意ニ依リマシテ御贊成ヲ……

○副委員長(子爵堀田正養君) 其削除ノ結果、新ノ第七條、舊ノ十二條、之ヲ問題ニ供シマス

(「贊成」ト呼フ者アリ)

○副委員長(子爵堀田正養君) ソレデハ是モ修正通り決シマス、第八條

○藤田四郎君 是ハ一讀會ニ於キマシテ修正案ヲ提出イタシマシタガ、尙ホ先日來御協議ノ結果ニ依リマシテ此末項ニ提出イタシマシタル修正案ニ別條ヲ設ケマス考ヲ以テマシテ此條カラ削ルコトニ致シタウゴザイマス、ドウゾ御同意ヲ願ヒマス、即チ「抵當權ノ設定カ認可セラレサルトキ又ハ其認可カ效力ヲ失ヒタルトキハ主務官廳ハ直ニ官報ヲ以テ其旨ヲ公告スヘシ」トアリマスルノヲ削リマシテ、尙モウ一ツ前ノ項ニ第二號モ後ノ修正ノ結果トシテ削ルコトヲ要シマスデゴザンスルカラ、ドウゾ是モ即チ第二項ト第三項共ニ削ルコトニ御同意ヲ願ヒマス

○副委員長(子爵堀田正養君) 前項ノ期間内ニ申出ナキトキ……

○藤田四郎君 ソレモ削ル

(「贊成」ト呼フ者アリ)

○藤田四郎君 高木君ガ御留守デゴザイマスカラ、チヨット申上ゲテ置キマスガ、第八條ノ一項ニ但書ヲ加ヘタイ、其但書ハ「但シ其ノ期間ハ一箇月ヲ下ルコトヲ得ス」斯ウ

入レタイト云フコトデゴザイマシテ、一讀會ニ既ニ決定シタト思ヒマスカラ、尙本會デモ之ヲ御採用アルコトヲ……

○男爵川口武定君 高木君ノ修正ニ贊成

○都筑馨六君 贊成

○副委員長(子爵堀田正養君) ソレデハ八條ハ本項ノ中ニ但書ヲ高木君ノ前會申出デラレマシタ通り唯今藤田君が提出セラレマシタ「但シ其ノ期間ハ一箇月ヲ下ルコトヲ得ス」ト云フコトヲ後ニ加ヘタイト云フコトデゴザイマス、ソレカラ第二項三項ハ削ルト云フコトニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○藤田四郎君 尙修正ハ御採用ヲ……

○副委員長(子爵堀田正養君) 宜シウゴザイマス

(「宜シウゴザイマス」ト呼フ者アリ)

○副委員長(子爵堀田正養君) ソレニ決シマス、ソレカラ今度ハ修正ノ第九條

○藤田四郎君 此十四條モ消エマスデゴザイマス

○副委員長(子爵堀田正養君) 十四條デスカ、十四條ハ後ニ……

○藤田四郎君 宜シウゴザイマス、ドウカ是モ御採用ヲ願ヒマス

(「贊成」ト呼フ者アリ)

○副委員長(子爵堀田正養君) 九條ハ修正ニ決シマス、ソレカラ第十條、是モ修正ガ……

○藤田四郎君 此十條ハ第八條ガ變更セラレマシタニ付キマシテ第八條ノ第一項ニ公告ト云フコトガアリマスガ、此第一項「ト云フ字ヲ削リマス

○副委員長(子爵堀田正養君) 是モ原案デ宜シウゴザイマスガ、……今ノ修正說デ……

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副委員長(子爵堀田正養君) ソレカラ茲ニ十四條ト云フモノガ前ニアル、是ハ先ノ修正ノ結果、削除ニナリテ居リマス、ソレカラ今度十一條即チ修正ノ……

(速記中止)

○副委員長(子爵堀田正養君) ソレデハ速記ヲ始メマス

○藤田四郎君 十一條ハ是ハ最初一讀會デ修正案ヲ提出イタシテ置キマシタガ、段段委員諸君ノ御意見ヲ伺ヒマシタ所デ、私ノ修正案デハ少シク面白クナイト思ヒマシテ、即チ第八條ノ二項モ削リマシテ、此十一條及後ニ提出イタシマシタ十八條ニナリマス分

之ヲ削リマシテ、其代リニ一ツ修正案ヲ提出イタシマス、即チ

第十一條 抵當權設定ノ認可アリタルトキハ鐵道財團ヲ設ケラレタル鐵道ニ關スル

モノニシテ第二條ニ掲ケタルモノハ當然鐵道財團ニ屬ス其ノ抵當權設定後新ニ鐵

道財團ノ所有者ニ屬シタルモノ亦同シ

前項ニ掲ケタルモノニ關シ第四條第三項ノ權利アルトキハ不動産ニ關スルモノノ登記ハ其ノ效力ヲ失ヒ動産ニ關スルモノハ存セサルモノト看做シ差押、假差押又ハ假處分ハ其ノ效力ヲ失フ但シ抵當權設定ノ認可カ效力ヲ失ヒタルトキハ此ノ限ニ

在ラス

前項ノ場合ニ於テハ第四條第三項ノ權利ヲ有スル者又ハ差押、假差押若ハ假處分ノ債權者ハ鐵道財團ノ所有者ニ對シ損害賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得但シ第八條ノ公告アリタルモノニ付期間内ニ申出ヲ爲サル權利者竝期間經過後ニ於テ登記ノ申請ヲ爲シタル者、動産ニ關シ所有權以外ノ物權ヲ取得シタル者又ハ差押、假差押若ハ假處分ヲ爲シタル者ハ此ノ限ニ在ラス

ト斯ウ云フヤウニ修正ヲ致シマス、即チ第一讀會デ段々御協議ニナリマシタル結果デ斯ウ云フ案ニ改リマシタノデゴザイマス、御贊成ヲ願ヒマス

○男爵川口武定君 贊成

○都筑馨六君 チョット政府委員ニ伺フデスカ、大體無論サウナケレバナリマスマイト思ヒマスガ、今ノ書キ方デ置イテ、サウシテ四條ノ三項ト云フモノガ變テ來テ居ルノデスカ、菊翁版ニ附シテアル四條ノ書キ方デアルト講釋ヲ聽クマデハ、ドツチニシテ宜イカ分ラヌト云フ疑ヲ起シハシマセヌカ、財團ヲ作レヌトモ見エルシ、作ッテ居テ唯ソレデ賠償ヲヤルト云フ仕組ニシテモ宜シ、ドツチニシテモ主務官廳ノ隨意デアルト云フ解釋ヲ惹起ス恐

ハアリマセヌカ

○政府委員(一木喜徳郎君) 主務官廳ハ認可ヲ致シマスル際ニハ第四條ノ規定ニ依リマシテ認可シテ差問ナイモノデアルヤ否ヤヲ見定メテ上デ許可ヲ決スル譯デアリマス、併シ認可ガ一旦アリマシタナラバ十一條ノ規定ガ當嵌マルト云フノデアリマスカラ、順序ハ認可ヲ請フニ付テハ四條ニ依ルベキデアル、認可ガアツタラバ十一條ノ規定ガ當嵌マルト云フノデアリマスカラ、別ニ疑ハ生ジマスマイト思ヒマス

○都筑馨六君 藤田サンニ御相談デスカ、鐵道財團ノ設ケラレタル鐵道ニ關スルモノニシテ第四條ニ掲ケタルモノハハト誠ニ諄イデスカ「認可アリタルトキハ其ノ鐵道ニ關スルモノニシテ」デハ往ケマセヌカ

○藤田四郎君 ソレハ皆サンノ御意見デ何レデモ宜シウゴザイマス

○政府委員(一木喜徳郎君) 鐵道財團ニ關シテ權利ヲ有シテ居ルト云フノデハ少シ語弊ガアリハセヌカト思ヒマスカラ、ドチラカト云ヘバ其鐵道ニ關シノ方ガマダ宜クハナイイカト思ヒマス

○都筑馨六君 此方ガ正確ハ正確デアルカト思ヒマスガ、分ルコトハ其鐵道ニ關シデモ

分リサウニ思フ、認可アリタルトキハ其鐵道ニ關シテ……

○藤田四郎君 唯今都筑君カラ御相談ガアリマシタガ、第十一條ノ第一項「鐵道財團ノ設ケラレタル」ト云フ字ヲ改メマシテ「其ノ鐵道ニ關スル」ト云フノニ御同意ヲ致シマスカラ、ドウゾ是デ御決議ヲ願ヒマス

○副委員長(子爵堀田正養君) 十一條ハ大分ゴタ／＼致シテ居リマシタガ、諸君モ

ウ宜シウゴザイマス

○古市公威君 アトノ抵當權設定後「其ノ」ト云フ字ハ必要デゴザイマセウカネ

○藤田四郎君 ドウモアツタ方ガハッキリシテ宜シウゴザイマセウ、殊ニ別項ニナリマセヌデスカ

○子爵三島彌太郎君 此儘デ贊成イタシマス

○古市公威君 ソレデハモウ是デ……

○男爵川口武定君 賛成

○副委員長(子爵堀田正養君) ソレデハ藤田君ノ十一條ノ修正ノ通りデ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副委員長(子爵堀田正養君) ソレデハソレニ決シマス、今度ハ十二條デス

○藤田四郎君 此場合ニ於キマシテ即チ新三十二條ヲ加ヘルコトニ致シタウゴザイマス、即チ其十二條ハ第八條ノ第三項ニアリマスルコトヲ載セマスノデス、即チ前條ニ關係シテ居リマスカラ茲ニ載セマスノガ穩カデアルト思ヒマスカラ、即チ

第十二條 抵當權ノ設定カ認可セラレサルトキ又ハ其ノ認可カ效力ヲ失ヒタルトキ

ハ主務官廳ハ直ニ官報ヲ以テ其ノ旨ヲ公告スヘシ

ソレカラアトハ三四箇條ダケ繰下ゲタイト思ヒマス

○副委員長(子爵堀田正養君) 如何デス

○男爵川口武定君 賛成

○子爵三島彌太郎君 賛成

○副委員長(子爵堀田正養君) サウ致スト今度ハ十三條、十四條、十五條、之ヲ問題ニ致シマス

○藤田四郎君 是ハ即チ一條加ハリマシタニ付キマシテ、第一讀會ノ十二條ハ十三條トナリマシテ、十三條ハ十四條、十四條ハ十五條トナリマスノデアトハ即チ政府案通リデアリマス、ソレカラ尙十五條トアリマシタノガ十六條ト直リマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副委員長(子爵堀田正養君) 今ノ條項ハ順ガ變ワタゲデスガ、御異議ガアリマセヌカ

○都筑馨六君 舊ノ黒イ此十七條「抵當權ノ得喪」ト云フ「喪」ノ字、是ハ認可ガ效力ヲ失ツタトキニハ無論登錄シナイデモ消エルノデセウ

○政府委員(一木喜徳郎君) サウデゴザイマス

○都筑馨六君 何カ解釋ガ出來マスカ知ラヌ

○政府委員(齋藤十一郎君) 此新シイ十五條ノ規定デゴザイマスガ、是ハ民法ノ物權ノ登記ノ書キ方ニ倣ヒマシタノデアリマシテ、民法ノ規定ニハ矢張り物權ノ得喪若クハ變更ト云フ字ガ用井ラレテ居ル、ソレデ抵當權ヲ失ツタト云フコトヲ第三者ニ對抗スル場合モ有リ得ルト思ヒマスカラ、是ハドウゾ此儘ニシテ戴キタイ

○都筑馨六君 イヤ、サウデスガ、其場合ニハ矢張り登錄シナケレバイケナイノデスカ

○政府委員(齋藤十一郎君) 第三者ニ對抗シマスニハ矢張り登錄が必要トナッテ參ルト思ヒマス、此十五條ハ是ハ一旦登錄シマシタモノヲ失ツ場合ヲ見テ居ルノデゴザイマス

○政府委員(一木喜徳郎君) ドウデゴザイマセウカ、認可ガ效力ヲ失フト云フ場合ハ詰リ抵當權設定ノ要素ガ無クナッタノデゴザイマス、ソレデカラマダ得ナイト云フコトニナリハシマセヌカ

○都筑馨六君 イヤ、サウハイカヌデセウ、例ヘバ二箇月間ニ設定ノ認可ガアッタ……一項ノ申請ノ認可マデ二箇月アルノデスカラ 其間ニ抵當權者トシテシタ行爲ハ無効ニハナルマイト思フ、裁判所ニ出タトキニハ抵當權者ハ有效ノ行爲トナルヲラウト思フ

○政府委員(一木喜徳郎君) 既ニ生ジタ例ハ致シ方アリマスマイガ、恰モ行政處分ノ取消ノヤウナモノデ其間ニ效力ヲ失ツ者ハ仕方ガ無イガ、初カラ抵當權ガ成立タナイモノニスルト云フ意味ニ解スル方ガ至當デハ無カラウカト思フ、詰リ認可ガ無クッタモノト見ル

○都筑馨六君 サウスルト其解釋ヲシテ行クト此場合ダケハ登錄ガ無クテモ第三者ニ對抗ガ出來ルノデスカラ……

○政府委員(一木喜徳郎君) 詰リマダ初カラ登錄ガ無イノデスカラ失ツタト云フ登錄モ要ラヌ

○都筑馨六君 權利ノ方デスカラ登錄ヲシナケレバ失ツタモノヲ對抗ガ出來ヌト云フ解釋ノ方ガ稍、理窟ニ近クハアリハシマセヌカ

○政府委員(一木喜徳郎君) 併シ權利ノ取得ガ登錄シテナイ

○子爵三島彌太郎君 是ハ何ノヤウナ場合ヲ含マナイノデゴザイマス、一人ノ人が抵當權ヲ讓受ケタト云フ場合ヲ含マナイノデアリマス

○政府委員(一木喜徳郎君) ソレハサウデス

○子爵三島彌太郎君 サウスルト登錄シナケレバナラヌ

○政府委員(一木喜徳郎君) ソレハサウデス

○藤田四郎君 前ノ認可アリタルモノニ付キマシテハ私共ハ元ノ十七條即チ今度ノ十五條ニハ關係ナイモノト認メマシタガ……

○政府委員(一木喜徳郎君) サウデス

○副委員長(子爵堀田正養君) ソレデハ此十四、十五、十六ハ宜シウゴザイマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副委員長(子爵堀田正養君) アトハ十七條、是ハ原案ノ儘ニ行ッテ居ル、元ノ十九條……ソレカラ十八條ハ削レタノデアリマス

○藤田四郎君 私ガ一讀會ニ提出イタシマシタ十八條ハ削レマシテゴザイマスカラ跡ハ條數ヲ逐フテ參リマス

○副委員長(子爵堀田正養君) ソレハ削レルカラ十八條、十九條

○政府委員(齋藤十一郎君) 此政府案ノ二十條ガ十八條トナルノデゴザイマス

○副委員長(子爵堀田正養君) 十八條即チ政府案ノ二十一條ハ十九條デス、ソレカラ元ノ政府案ノ二十二條、是ニハ修正ガ這入ッテ居ル

○藤田四郎君 是ハ矢張り一讀會ニ於テ修正案ヲ提出イタシマシタ、ドウカ御賛成ヲ願ヒマス

○男爵川口武定君 十八、十九、二十條賛成

○副委員長(子爵堀田正養君) ソレデハ二十條マデ宜シウゴザイマス

○副委員長(子爵堀田正養君) ソレデハサウ決シマス、ソレデハ二十一條

○藤田四郎君 是ハ矢張り少々ノ修正ガゴザイマスガ、是ハ前ノ方ニ修正ガ這入リマシタカラ、其結果トシテ此方モ多少ノ修正ヲ……

○副委員長(子爵堀田正養君) 「又ハ處分」ト云フノデスナ

○藤田四郎君 二箇所「又ハ鐵道財團ニ屬スルモノノ處分」……

○副委員長(子爵堀田正養君) 是ハ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副委員長(子爵堀田正養君) ソレデハサウ決シマス、舊二十四條ガ削除ニナリマス、ソレカラ二十五條、今度ノ二十二條、ソレカラ二十三條、二十四條、二十五條ト云フモノハ政府原案ノ通り……

○男爵川口武定君 原案通り賛成

○副委員長(子爵堀田正養君) 御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副委員長(子爵堀田正養君) ソレデハ二十九條、今ノ二十六條、是ハチヨット修正ガアリマス

○藤田四郎君 是ハ既ニ第一讀會デモ私ハ缺席シテ居リマシタトキデアリマシテ、古市君カラ御代辯ヲ願ヒマシテゴザイマスガ、ドウカ「抵當權設定後十箇年」トゴザイマスルノ「二十箇年」ト御修正ヲ願ヒタイト思ヒマス、デ政府ニ於テモ本會ガ一同サウ云フ御意見デアレバ同意シテモ宜イト云フ御話合モ承リマシタカラ、ドウカ成ルベク御賛成ヲ願ヒマス

○男爵川口武定君 修正賛成

○都筑馨六君 賛成

○副委員長(子爵堀田正養君) ソレデハ是ハ藤田君ノ修正ニ決シマス、ソレカラ第二章二十七條、二十八條、二十九條ケラ先ヅ問題ニ致シマス、二十九條ニハ少シ修正ガアリマス

○藤田四郎君 是ハモウ前ノ修正ノ結果デゴザイマス

○子爵三島彌太郎君 賛成

○男爵川口武定君 賛成

○副委員長(子爵堀田正養君) ソレデハ是ハ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副委員長(子爵堀田正養君) ソレカラ二十條

○藤田四郎君 此條數ガ少シヅ、本文ニアリマスノガ變テ參リマス、是ハ一讀會デ政府委員ノ方カラ御説明ガアリマシタ通りデアリマスガ、是ハ無イモノニシマシテモ委員長ニ於テ御訂正下サル様ニ願ヒマス

○都筑馨六君 賛成、ドウカ願ヒタイ

○副委員長(子爵堀田正養君) 三十一條、三十二條、三十三條、ソレダケヲ問題ニ致シマス

○男爵川口武定君 原案異議ナシ

○子爵三島彌太郎君 異議ナシ

○副委員長(子爵堀田正養君) ソレデハサウ決シマス、ソレカラ三十四條、是ハ削除ガアリマス

○藤田四郎君 是ハ専ラ前ノ修正ノ結果デゴザイマスカラ、ドウカ御賛成ヲ願ヒマス

○男爵川口武定君 賛成

○小幡篤次郎君 賛成

○副委員長(子爵堀田正養君) ソレデハサウ決シマス、三十五條、三十六條、……

三十六條ハ少シ修正ガゴザイマス

○藤田四郎君 三十九條即チ今度ノ二十六條ニ於キマシテ修正案ヲ一讀會ニ出シテ置キマシタガ、段々御研究ノ結果ニ依リマシテ更ニ修正ヲ致シ直シマス、即チ本文ハ斯ウナリマス、第一項ガ「左ノ場合ニ於テハ主務官廳ハ直ニ其ノ旨ヲ管轄登記所ニ通知スヘシ」但シ第二號ノ場合ニ於テハ新ナル管轄登記所ニ通知スヘシ「ソレカラシテ修正ニ掲ゲデアリマシタ」且第一號「云々ノ廉ハ削リマシテ、ソレカラシテ此」且「云々ノ事柄ヲ末項ニ持ッテ參リマス、即チ第二項ニ致シマシテ」前項第一號又ハ第三號ノ場合ニ於テハ主務官廳ハ直ニ官報ヲ以テ其ノ旨ヲ公告スヘシ」ト改メル、ソレカラシテ政府案ノ第三ハ消エマスノハ前ノ一讀會デ極リマシタ通りデアリマス

○男爵川口武定君 修正案賛成

○子爵三島彌太郎君 賛成

○都筑馨六君 賛成

○副委員長(子爵堀田正養君) ソレデハ三十八條ハ今ノ藤田君ノ修正ノ通り決シマス、ソレカラ三十七條、是ハ大分修正ガアリマス

○藤田四郎君 是ハモドウケ修正ノ様ニ御改メヲ願ヒマス

○子爵三島彌太郎君 賛成

○男爵川口武定君 賛成

○副委員長(子爵堀田正養君) 宜シウゴザイマスカ

(「宜シイ」ト述フル者アリ)

○副委員長(子爵堀田正養君) ソレデハサウ決シマス、第三十八條、第三十九條

○子爵三島彌太郎君 賛成

○男爵川口武定君 賛成

○都筑馨六君 チョット二十八條「何人ト雖」ト云フノハ何トカ好イ文章ハアリマセヌカ

○政府委員 齋藤十一郎君 是ハ戶籍法ナドニスウ云フ例ガアリマス、登録ニモタシカアルト思ヒマス

○藤田四郎君 異議ハゴザイマセヌ

○副委員長(子爵堀田正養君) ソレデハ此二箇條ハ原案通り決シマス、ソレカラ第三章

○藤田四郎君 是ハ一讀會ニ提出イタシテ置キマシテゴザイマスガ、第二章ノ題號ヲ變ヘマシタ、「強制競賣及強制管理」トウカ一讀會通り御改メヲ願ヒタイ、尙此際附加ヘテ置キマスガ、昨日來段々委員ト政府委員ノ御方ト御話合ヒガアリマシテ、即チ此規定ニ無イ所ノモノハ民事訴訟法ノ強制執行ニ關スル通則ヲ適用スルト云フ意味合ヲ伺

テ居リマスカラ、尙更以テ必要ヲラウト思フテ修正イタシマシタ

○都筑馨六君 此強制執行ト云フコトが取レタノハ主トシテ強制競賣及強制管理ノ外ノ強制執行ニ關スル規定ヲ適用スルト云フコトが重モナル理由アルト記憶シテ居リマスガ、サウデゴザイマス

○政府委員(一木喜徳郎君) サウデゴザイマス

○子爵三島彌太郎君 賛成

○男爵川口武定君 賛成

○副委員長(子爵堀田正養君) ソレデハ今ノ修正ノ通りニ決シマス、アトハ四十條カラシテ四十六條マデ、是ハ原案通り……

○子爵三島彌太郎君 賛成

○男爵川口武定君 賛成

○副委員長(子爵堀田正養君) 條項ハ先刻藤田君ノ言ハレル通り先ノ結果デ多少直リマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副委員長(子爵堀田正養君) 是ハ原案ノ通り決シマス、ソレカラ四十七條、是ハ少シ修正ガアリマス

○藤田四郎君 ドウゾ修正ノ通り……

○男爵川口武定君 賛成

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○都筑馨六君 他ニハ大丈夫デゴザイマス、コ、デ之ヲ斯ウ御改メニナツテ先刻モ會社ナドト云フ字ガ續々宙ニ浮シテ居ルヤウデスガ、他ノ所ハ確ニ此結果トシテ改マルコトト思ヒマスガ……

○政府委員(一木喜徳郎君) 前カラ其點ハ實ハ注意イタシテ財團ノ所有者ト書イテ居ル所ガ多イノデゴザイマス、此廉ダケ訂正ガ實ハ漏レテ居ッタノデ、幸ニ藤田君ノ御修正ガアリマシタカラ……

○都筑馨六君 四十一條ナドハ「強制執行ハ債務者タル會社ノ」トアリマス、能クツコラニ債務者タル會社ト云フ字ガブラツイテ居ルガ、大丈夫デスカ

○政府委員(一木喜徳郎君) 是ハ宜シイノデゴザイマス

○藤田四郎君 尙ドウカニ讀會マデニ御注意ヲ願フテ置キマス

○副委員長(子爵堀田正養君) 是ハ修正ノ通り決シテ宜シウゴザイマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副委員長(子爵堀田正養君) ソレデハ四十八條

○藤田四郎君 本條ニハドウカ修正ヲ加ヘタイト思ヒマス「裁判所ハ主務官廳ノ意見ヲ聞キ」ト云フ數字ヲ「鑑定人」ノ上ニ加ヘタイ、即チ鄭重ニ評價ヲサセタイト云フ希望デ鄭重ニ鑑定人ヲ選ビタイト云フ主意デゴザイマス、御賛成ヲ願ヒマス

○男爵川口武定君 賛成

○子爵三島彌太郎君 賛成

○副委員長(子爵堀田正養君) 此修正ニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副委員長(子爵堀田正養君) ソレデハ修正ニ決シマス、ソレカラ四十九條、五十條、是ダケハ原案ノ通り……

○藤田四郎君 原案異議ナシ

○副委員長(子爵堀田正養君) 原案ニ決シマス、五十一條

○藤田四郎君 是ハ最初修正案ヲ但書テ出シテ置キマシテゴザイマスガ、段々研究ノ結果、修正案ヲ更ニ改メタイト思ヒマスノデ、即チ五十一條ノ一項ハ政府案通りニ致シマシテ更ニ二項ヲ設ケマシテ「前項ノ規定ハ競買人ニシテ抵當權者ガ之ニ加ハルモノニ付テハ其ノ債權額カ最低競賣價額ノ百分ノ五以上ニ相當スル場合ニ限り之ヲ適用セス」本文ヲ適用セヌコトニナリマス、右ノヤウニ修正ヲ致シタイノデゴザイマス

○男爵川口武定君 修正賛成

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副委員長(子爵堀田正養君) ソレデハ是ハ修正ニ決シマス、ソレカラ五十二條ヨリ六十七條マデ問題ニ供シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○藤田四郎君 原案賛成、數字ハ變リマス

○副委員長(子爵堀田正養君) ソレデハ是ハ原案ニ決シマス、ソレカラ六十八條、舊ノ七十一條、是ニハ修正ガアリマス

○藤田四郎君 是ハ第一讀會デ修正案ヲ提出イタシテ置キマシタガ、ドウゾ之ヲ御採用アルヤウニ願ヒマス

○子爵三島彌太郎君 賛成

○藤田四郎君 第一讀會ノ修正ハ唯今ニ讀會デ八條、十一條、十八條ヲ修正イタシマシタ結果デ、此第二號ノ「竝第八條」云々ノ所ヲ改メマシテ「竝第十一條第二項ニ依リ效力ヲ失ヒタル登記ノ抹消」ト致シマス

○男爵川口武定君 修正ニ賛成

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副委員長(子爵堀田正養君) ソレデハ六十八條ハ今ノ修正ノ通り決シマス、ソレカラ六十九條ヨリ八十八條マデ問題ニ供シマス、舊ノ八十九條マデ……

○藤田四郎君 是ハ舊七十五條、新七十二條「鐵道財團ノ競落人」トアリマス、アトノ所ハ唯「競落人」トナツテ居リマス、コ、ダケツイ這入ッタカラ削リマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副委員長(子爵堀田正養君) ソレデハソレニ決シマス、ソレカラ八十七條、舊九十條是ニハチヨット……

○藤田四郎君 是ハ既ニ前ノ分ニモアリマスルカラシテ此「順次」ト云フ字ヲ「管理ノ費用」ノ上ニ加ヘルノデゴザイマス

○副委員長(子爵堀田正養君) 御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副委員長(子爵堀田正養君) ソレデハサウ決シマス、八十八條カラシテ九十一條

マデ、罰則ノ前マデ……

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副委員長(子爵堀田正養君) ソレデハ原案ニ決シマス、ソレカラ第四章罰則、九十二條ノ終リマデ問題ニ供シマス

○藤田四郎君 是ハ先日段々御議論ガゴザイマシテ政府ノ御意見モ聽キマシテ、更ニ修正ヲ出シマシタ、尤モ此本文ハ第一讀會ニ修正ガ出テ居リマス、即チ「發起人」ト云フ字ヲ抜イテ居リマス、ソレカラ新ニ二號ヲ追加イタシマシテ「第九條ノ規定ニ違反シタルトキ」ト云フ一箇條ヲ入レマシテ「一號ヲ二號ト致シ、二號ヲ四號ト致シマシテ、其中ノ文章ガ改マリマシテ「登録ニ關シ不正ノ申請ヲ爲シタルトキ又ハ第三十一條ノ申請ヲ爲サ、ルトキ」ト云フコトヲ入レタイ、ソレカラシテ四號ヲ改メマシテ五號ト致シマシテ、ソレヲ修正ヲイタシマシテ、「鐵道財團目錄ニ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ第三十四條ノ居出ヲ爲サ、ルトキ又ハ不正ノ届出ヲ爲シタルトキ」ト修正イタシマス、ソレカラ「五」ヲ「六」ト改メ後ハ順ガ變リマス、ソレデケテ修正イタシマス

○副委員長(子爵堀田正養君) 御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副委員長(子爵堀田正養君) ソレデハ是ハ修正ノ通り決シマス、ソレカラ附則デス
○藤田四郎君 是ハ既ニ政府デモ成ルベク速ニ數月ノ中ニ之ヲ實行セラレルト云フコトデアリマスカラ是ハ差支ナイト思ヒマス

○副委員長(子爵堀田正養君) ソレデハ是デ二讀會ハ終リマシタ、如何デス、續イテ三讀會ヲヤリマスカ

○古市公威君 是ハモウ大シタエライ變更ハアルマイト思ヒマスカラ、是デ議會ヘ報告スルヤウナ工合ニ印刷シテ仕舞ツテ、其上デ二讀會ヲ開イタラドウデス

○副委員長(子爵堀田正養君) ソレデハ少シ御相談デモ……

(速記中止)

○副委員長(子爵堀田正養君) ソレデハ今日ハ是デ散會シマスカ

○藤田四郎君 明日ニ願ヒタイ、明日ハイツカラ始メマスカ

○副委員長(子爵堀田正養君) 政府ノ方ノ都合モアリマセウカラ時間ハアトカラ申上ゲマス、今日ハ散會

午後二時十八分散會

出席者左ノ如シ

副委員長 子爵堀田 正養君

委員

子爵大宮 以季君

子爵三島彌太郎君

男爵小澤 武雄君

男爵平田 東助君

男爵川口 武定君

古市 公威君

藤田 四郎君

都筑 馨六君

高木 豐三君

小幡篤次郎君

國務大臣

遞信大臣 大浦 兼武君

政府委員

法制局長官 一木喜徳郎君

司法省參事官 齋藤十一郎君

大藏省參事官 塚田達二郎君
遞信省鐵道局長 山之内一次君